

ティラワ特別経済地域における投資について “Trading” の制限が緩和された

ティラワ特別経済地域（ティラワ SEZ）管理委員会は、ティラワ SEZ において投資家に許容される “Trading” 活動を定める規則を公表した。

ミャンマーにおいて経済活動を行う外国人に対して一般的に適用される “Trading” の制限とは異なり、ティラワ SEZ において活動する外国投資家は、ティラワ SEZ 管理委員会の 2015 年 5 月 27 日付 Instruction 2015 年第 2 号 (“Instruction No. 2/2015”) に基づき、一定の “Trading” 活動に従事することが認められることになった。

この Instruction のもとでは、Promotion Zone における事業は、ティラワ SEZ 内における小売業、及び、ティラワ SEZ 内外における卸売業に従事することができる。他方、Free Zone における事業は、小売業への従事は認められないものの、ティラワ SEZ の内外における卸売業への従事が認められる（ただし、これらの卸売業の金額の合計が、当該 Free Zone 事業の年間売上高の 25% を超えない範囲に限られる。）。同時に、上記の “Trading” 活動の許可にかかわらず、ティラワ SEZ 管理委員会は、Instruction において、小売によるか卸売によるかを問わず、販売することが認められない「特定商品」 (“Specified Products”) を定めている。Instruction は「特定商品」として「四輪車及び二輪自動車」 (“4-wheel vehicles or motorcycles”) に言及しているが、「特定商品」に関する確定的なリストはまだ提供されていない。

Instruction は、これらの一定の “Trading” 活動に従事するための、いくつかの前提要件を定めている。一例として、Free Zone 及び Promotion Zone における事業は、Instruction のもとで販売する商品のための倉庫を建設又は設立する必要がある、また、Promotion Zone における事業は、少なくとも 200 万米ドルを投資して、販売商品の製造、作製又は輸入を補助する一定の付加価値活動（再包装や品質管理活動など）を導入することが必要となる。

国家教育法の改正

2014 年国家教育法 (“National Education Law”) の改正法は、教育省 (“Ministry of Education”) への規制権限の集中を緩和することを目的としており、また、外国人の保有による教育機関を許容している。

2015 年 6 月 25 日に成立した 2014 年国家教育法の改正法は、ミャンマーにおけるインターナショナルスクールを承認し、ミャンマーにおける教育機関（インターナショナルスクール、技術訓練、職業訓練校、その他大学を含む。）の規制を行う国家教育政策委員会 (“National Education Policy Commission”。旧 “National Education Commission”) の再編を特徴としている。この改正により、国家教育政策委員会は、教育機関を規制するための規則や政策を交付することが認められ、また、違反のあった教育機関を制裁する権限が認められている。

インターナショナルスクールが承認されたものの、この改正は、広範な内容となっており、インターナショナルスクールの定義や、このような教育機関の設立及び運営に必要な登録やライセンスについては定めていない。そのため、これらの登録やライセンスの要件については、国家教育政策委員会がその一般的な規制権限に基づいて定めるものと予想される。